

奈良県告示第二百七十六号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第五十四条の二第二項の規定により、奈良県中南和県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
喜多石油株式会社	喜多 治夫	五條市今井一丁目一〇番四四号	平成三十年九月三十日